

令和8年6月23日

福津市議会

議長 高山 賢二 様

予算審査特別委員会

委員長 中村 清隆

予算審査特別委員会審査報告書

令和8年第5回福津市議会定例会において、本委員会に付託を受けておりました案件についての審査結果を、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

1. 事 件 名

- ◎ 議案第47号 令和8年度福津市一般会計補正予算（第1号）について
- ◎ 議案第48号 令和8年度福津市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

2. 審査経過

- ◎ 付託年月日 令和8年6月8日
- ◎ 審査年月日 令和8年6月8日・16日

本議案は、全員の議員をもって構成した特別委員会で慎重に審査したため、詳細については省略。

3. 主な意見及び審査結果

- ◎議案第47号 令和8年度福津市一般会計補正予算（第1号）について

【意見】

（賛成）なし

（反対）市長給与に関する補正予算額について、3月定例会で市長給与10%削減の条例改正が否決となったことを受け、1年間分の不足金額を計上すべきところを、本定例会で市長給与10%削減の条例改正の議案を再提出していることを理由に4月～6月分の給与に関する不足金額のみの増額補正となっていることは、議会の議決を尊重しているとは言えない。また、生活保護扶助費の追加給付について、本補正予算の根拠となる最高裁判所の判決は対象となる期間の生活保護費減額を違法として処分を全て取り消す判決であり、生活保護法が定める無差別平等の原則原理に従って対象者全員に給付すべきと考えるが、本補正予算ではそうっていないため、反対とする。

【審査結果】

委員会は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

- ◎議案第48号 令和8年度福津市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。